

無実の人を無罪に！

再審を求める署名250000筆突破！

狭山事件の石川一雄さんは、女子高生殺害の犯人として1963年に逮捕されました。59年たった今も殺人犯のままです。無実の訴えは一切聞こうとせず、犯人扱いした取り調べが1か月も続き、ついこうその自白をしています。24歳で逮捕され、32年間刑務所に閉じ込められ、56歳で仮出所しました。24歳の青年は84歳のおじいさんとなりました。えん罪は自由を奪い、人間として当然楽しむことができたはずの生活や暮らしを奪います。自分の人生の大半の時間を、無実を訴え、汚名を晴らすために、長い裁判に費やさなければなりません。



第1次締切分10万筆の署名の山が狭山中央集会でステージ上に積み上げられた。石川一雄さん夫妻も嬉しそうだ。

えん罪は絶対にあってならない！裁判によって、ただちに無罪に！

狭山事件は現在第3次再審請求中です。再審の裁判は2段階になっています。1段階目は、再審を開くかどうかの判断をします。2段階目は、再審の本審で、有罪か無罪かの判断をします。1段階目で再審開始となっても検察が開始する必要はないと不服を申し立てると、それについてもまた何年もかけて審議することになり、時には開始が取り消されてしまうことがあります。もしも、検察が有罪だと考えているなら、再審の本審で主張すればいいだけのことです。また、検察は手持ちの証拠をなかなか開示しようとしません。証拠はすべて開示しなければ正しい裁判はできません。検察は、証拠を隠して公正な裁判の妨害をしている上に、再審開始も妨害しているのは、無実の人が無罪になるチャンスを奪おうとしているとしか思えません。再審の壁が高く、なかなか開かれないのは、世界の流れから遅れた日本の人道上の問題です。

第3次再審が始まって16年です。弁護団は255点の無罪の新証拠を裁判所に提出しました。255点もの新証拠を、これまでの裁判官が目にしていたら、別の判断をしていた可能性があります。新証拠を踏まえた裁判のやり直し（再審）が必要です。公正な裁判のためには、裁判官が255点の新証拠を正しく理解するための鑑定人尋問（事実調べ）をする必要があります。

そこで、狭山事件の全国の支援者は鑑定人尋問を求める緊急署名に取り組んでいます。12月末の第2次締切までに250000筆を集めました。引き続き、第3次署名に取り組んでいます。東三河でもあと少しで1000筆を達成します。皆さんの署名のご協力をお願いします！

1月15日、狭山カフェ in 豊川 BOOKCUP の報告です。

参加は3人で少なかったですが、何とか想定内でした。1人は狭山事件のことはあまり知らないという方で嬉しく思いました。

話題はあれこれ飛びましたが、僕も入れて4人がたっぷり3時間話し込むことができ、参加者の一人が「今日は楽しかった」と言ってくれて、嬉しくなりました。

あまり知らないと言った方が会の終わりには会員になり、署名は6筆増えて、912筆となりました。

狭山事件のあらまし、なぜ、どうやって犯人にされたのか、無実の証拠などをくわしく知ることができました。そのために、DVD、読む横断幕、鴨居の模型、指紋が出ない不思議さの実演、資料の文書、狭山リーフレットを有効に使うことができました。

交流会では、自分の実生活で感じた警察の取り調べがいい加減だったこと、松本サリン事件で犯人扱いされた河野さんの時も報道は酷かったこと、警察は本当に犯人かどうかではなく、とにかく犯人をあげることばかり考えているなど、自分の経験に引きつけて充実した話し合いができました。

人数は少なかったけど、成果たっぷりの狭山カフェでした。



次は、狭山カフェ in 新城。

○3月26日(日)10~12時

○新城まちなみ情報センター3F

新城市字町並 304-4 0536-24-0001

◇入場無料ですが、任意のカンパをお願いします。

狭山事件を「見える化」して、分かりやすく話し合い、意見・感想など交流します。ご参加お待ちしております。



インターネットで検索してください。

ホームページ「狭山東三河」
QRコード⇒



ブログ「狭山おたより日誌」
FB「石川さんの無罪を勝ち取ろう、狭山東三河の会」

年会費1000円 送金方法/送金先 山崎和男
○郵便局からの場合 ゆうちょカード ATMで100円
【記号】12090【番号】5501181
○郵便局以外 所定の手数料必要
【店名】二〇八【店番208】普通預金
【口座番号】0550118

